

報告第2号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月27日

一関市長 佐藤善仁

- 1 損害賠償の額 241,626円
- 2 和解の内容
 - (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として241,626円を支払う。
 - (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
 - (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。
- 3 相手方 埼玉県草加市遊馬町769番地1
株式会社流通サービス
代表取締役社長 大葉秀樹氏
- 4 事故の概要
令和6年11月26日午前9時50分頃、東山町長坂字南磐井里地内において、相手方車両が市道板鍋線を走行中、車両を道路左側に停車させるため側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両のサイドバンパー及び燃料タンクを破損させる損害を与えた。
- 5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月10日

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 損害賠償の額 193,637 円
- 2 和解の内容
 - (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として193,637円を支払う。
 - (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
 - (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。
- 3 相手方 一関市千厩町千厩字古ヶ口59番地
ヤマト運輸株式会社千厩営業所
所長 村 山 匡 氏
- 4 事故の概要
令和6年12月28日午前10時頃、川崎町薄衣字諏訪前地内において、相手方車両が市道諏訪前線を走行中、車両を道路左側の空き地に停車させるため側溝部分を通過した際、コンクリート製の側溝蓋が跳ね上がり、車両の燃料タンクを破損させる損害を与えた。
- 5 市の過失割合 100パーセント

報告第3号

一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月4日

一関市長 佐藤善仁

一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第4号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月4日

一関市長 佐藤善仁

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
附則	第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。 (3)・(4) [略]	附則 第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。 (3)・(4) [略]
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。